

# 人権と国家の両義的關係

——近代政治哲学のパラドックスを通じての読解——

佐々木 允 臣

はじめに

- 1 近代国家をめぐるパラドックス—人権の味方であり敵でもあるのか—
  - 2 ネオ・リベラリズムの到来と両義的關係の変容—権力の制限から政治の参照枠へ—
  - 3 直接民主主義樹立のプロジェクト—パラドックスの解消か存続か—
- おわりに

## はじめに

二〇世紀の八〇年代前半に始まったネオ・リベラリズムの潮流はレーガノミックス（一九八一年、アメリカの大統領にレーガン就任）、サッチャリズム（一九七九年、ヨーロッパで最初の女性首相にサッチャーが就任）という呼称の下、主として英米を先駆として席巻した保守革命であったという印象が強かったように思う。しかし、両国に限らず実際には、わが国では一九九六年に発足した橋本内閣をもって始動し、二〇〇一年に史上稀にみる高支持率で船出

した小泉内閣で本格的な展開をみるようになった第一次・第二次構造改革、それらによる戦後日本の巨大な方向転換も一九八二年に成立した中曽根政権下でその実現を見る第二臨調の基本答申に遡るものであった。また、発足後二、三年で直ちに国有化政策を民営化へと一八〇度路線変更することになった社会党政権のミッテラン大統領が選出されたのも奇しくも同じように一九八一年であった。ネオ・リベラリズムはこのように八〇年代に至って先進諸国でほぼ同時期に現実的な政策として採用される程にまでかつて自由放任思想（「レッセ・フェール、レッセ・パッセ」と呼ばれていた頃の力を回復し再生したのである。それは文字通り国家（＝政府、以下概ね同義で用いる―筆者注）「からの自由」を重視する立場であり、反対に国家「による自由」を目指した福祉国家の解体を狙った主義・主張である。中核にある考えは周知のように「官から民へ」あるいは市場原理の徹底というスローガンというかフレーズに言い尽くされており、そこから小さな政府、政府による規制の緩和・撤廃、富裕層への所得税・法人税の軽減、社会保障関係費の削減、競争・効率性の重視、結果よりも機会の平等、自己決定・自己責任・自立自助等々がある意味で演繹的に導出されてくるのである。その結果は、今日では既に明白であるが、従来の差別の上に学歴やスキルの無い若者の失業や非正規社員の増大による階層分化あるいは格差拡大であり、それに対する反抗はかつてのような政党や労働組合による反対運動よりも建物の破壊や車に火をつけるといった暴動や無差別殺人等の衝動的・個別的な反撥であったり、見えないところでの疲労や不満の蓄積という形で静に進行したりもする。フランスでの都市近郊に住む移民系若者の警官隊に刃向かつての暴動、わが国での総中流意識の解体によるあらゆる領域への勝ち組負け組等の差別意識の持ち込みによるより弱い者へのしわ寄せはその一つの現われであろう。グローバル化が進んだ最近の状況も読み込めばもっと多様な様相を呈していることも間違いないだろう。

ところで、本稿の問題意識にとって興味深いのは、一方ではネオ・リベラリズムによって国民は国家から見放され

でもそれを個人的力能を最大限發揮しうる人権としての自由の領域の拡大として歓迎しながら、他方ではしかし現代  
的貧困の解決という個人だけでは充足できそうにない諸々の要求の実現を国家に求めていくというパラドックスス  
ルな状況である。たとえば、フランスにおいては、『社会国家から人権国家へ?』（二〇〇七年）という著書の中で社  
会学者のC.ベックは、三〇年来のネオ・リベリズムへの重大な転回の結果、社会国家（福祉国家とほぼ同義）の弱  
体化（とりわけ集団による集団のための諸要求からの国家の解放という意味での社会権の衰退を含む）が進行しつ  
つある反面、この現象のもう一つの面として現れている個人の尊厳を中心概念とする人権哲学が集団への権利の配分を  
も含む形での新しい政治の参照枠になりつつあることに注意を喚起している。<sup>(1)</sup> わが国では、「新自由主義的国家再編  
と民主主義法学」の課題に取り組んだ民科法律部会の学会において、その総論的報告の中で晴山一穂は法理論上の課  
題の一つとして、ネオ・リベリズムが「弱肉強食・優勝劣敗の自由競争を促進し、格差の著しい拡大と社会的弱者  
の切り捨てを生み出すものであること」を批判しつつ、「私の報告は、国民の権利保障に果たす国家の役割を重視し、  
その観点から国家機能の民主的拡充強化の必要性を強調しようとするものであった。しかし、このような立場に対し  
ては、当然のことながら、国家機能の肥大化やパターンリスティックな国家介入を警戒する立場から、国家機能の拡  
大には慎重であるべきであるとの批判が予想される<sup>(2)</sup>ところである。」と述べている。フランスの例がネオ・リベラ  
リズムの支配する国での国民の人権意識の背反的傾向を指摘しているのに対し、後者では社会的弱者への差別解消に向  
けての研究手法や課題へのアプローチの仕方における矛盾的性格が対比されており、レベルは異なるものの人権と国  
家の関係をめぐる両義的關係、すなわち国家は人権の侵害者として専ら想定されているのかそれとも人権侵害に対す  
る救済者ないしは人権として主張されているものを実現する機関として想定されているのか、その問題が端的に表出  
されているという点では共通していると言えるのではないか。

しかし、同一の国家が全く相反する機能を担うものとして立ち現れるこのパラドックス状況は、ネオ・リベラリズムの吹き荒れる極めて現代的な現象のように見えるかもしれないが、その原型は人権と国家の関係を初めて問うた近代政治哲学の中にあり、それがいずれかの機能に重点を移しつつ民主主義革命を通じて近代国家へ、さらに自由民主主義の下で受肉化される福祉国家を経て、今日のネオ・リベラリズムにおいてもまた同様にリレーされたに過ぎないのだとも言えよう。そうした流れを踏まえて、本稿は、第一にパラドックスあるいは両義性の問題自体について、第二にネオ・リベラリズム時代における両義性の現れとその特徴点を明らかにしてみようと試みた。そして第三に両義性のいずれが重視されるかの問題に関し、わが国とフランスを念頭におき本文の外にへ注でも筆者のかなり一方的な結論を述べてみた。

## 1 近代国家をめぐるパラドックス — 人権の味方であり敵でもあるのか —

(i) 人権と国家の関係をパラドックスとして近代政治哲学のなかに読解しようとしたのはカストリアーデイスである。その政治哲学のなかでもカストリアーデイスがとりわけ何度も言及しているのはルソーの人権を守るために形成される際の国家の結合契約の内容である。恐らく両者に共通する直接民主制を実現した時期の古代ギリシャへの愛着がそうさせるのであろうが、先ずは次の文章を読んでみることにしよう。「ルソーによる問題の定式化はこうである。『各構成員の身体と財産を共同の力で守り保護し、各人が万人と結びつきながら自分自身にしか服従せず、以前と同じように自由であるような結合形式を見出すこと』。ルソーが自分の問題意識を明確にしようとする際に、見たところ彼の心を強く引き付けている第一の事柄は各構成員の身体と財産を『守り』、『保護する』ことである。どうしてか？

関心事として当然とは言えまい。彼自身が迫害されていたからだろうか？たしかに『社会契約論』を執筆していた一七六〇年頃は、国王が令状によつて投獄や追放を命じることのできた時代である。しかし、何よりもっと根本的な理由として近代政治哲学の不運とも言いうることがある。すなわち、この哲学は白紙状態に基づいて社会契約を打ちたてようとする時でさえも、リヴァイアサン、つまりそこに在り、取り除くこともできず、それに対して人権や『権利章典』を通じて個人々人を守り保護しなければならないような国家というイメージから何時も出発して推論している、ということである。∴ルソーの思考の本質は『それによつて各人が万人と結びつきながら自分自身にしか服従せず以前と同じように自由であるような結合形式を見出すこと』である。それこそがルソーの問題であり、政治思考の領域で栄光に値することである。『各構成員の身体と財産を守り、保護すること』と述べることは全く必要ないのである<sup>(3)</sup>。少し回りくどい表現だが、周知のように近代政治哲学あるいは社会契約論は各人が人間本性上もっているといふ自己の生命、自由、財産等の権利を「守り」、「保護する」ために相互に国家を形成しようと契約を締結するという理論である。ただ、そこまではいいとして、カストリアーデイスが問題にしようとするのは、誰に対してかという問題であり、人権宣言、権利章典、憲法上の人権規定において人権を守り保護しなければならない相手として実は国家が想定されている、というパラドックスである。人権を守るといふ目的で形成された筈の手段としての国家、その国家が逆に人権の侵害者としてイメージされているとは！これが不運なパラドックスでなくして何であろうか、というわけである。

重なるが、大事な点なので確認のために別の文章も見てみよう。いわゆる消極的「自由の展開と実現は『形式的』『手続的』な措置を含めて制度上の措置—個人の権利（権利章典）、司法的保障（法の正当な手続き、罪刑法定主義）、権力の分割等—を前提にしていることは言うまでもない。しかし、そこから出てくる諸々の自由は、厳密に言えば、

防御的なものである。これらの措置はすべて、集団に無縁で移動させることも動かすこともできず、可能な限りその権能を制限することが重要であるほどに敵対的で危険な権力が存在する、ということを前提にしている。これは近代政治哲学とみなされているものの中で殆ど一般的な暗黙の原理である。そこにあるのは国王を前にしてのイギリス下院の暗黙の哲学、アメリカ憲法の起草文書の明示的立場に外ならない<sup>4)</sup>。更にダメを押しおここう。「近代の政治的想像においては、国家は取り除くことのできないものとして現れる。フランス革命にとってさえ同じであって、あたかもパルドックス以上の状況にあるかのように近代政治哲学にとっては除去不能のように見えるのである。すなわち、自由を懸命に考えようとしながら国家を正当化しなければならぬのだ。自由の否定の上に自由をおくこと、あるいは自由の主要な敵にその守護を委ねようとするところに問題があるのだ。この二律背反は恐怖政治の下でその絶頂に達する<sup>5)</sup>」確かに興味をそえられる指摘ではあるが、しかし何処かに無理があるような或は些かこじつけのような気がしないでもない。それがどこから来るのか、(iii)で論じることにする。

(ii) とはいえ、簡単にカストリアーデイスの誤読・誤解に基因するとは言えないであろう。現にわが国の憲法学においても同様の理解が一般的なのである。例えば、フランスの人権宣言(論・史)にも造詣の深い辻村みよ子は、直接に近代政治哲学に触れているわけではないが、その理論構造を忠実に反映していると思われる以下のような論旨を展開しているのである。「憲法は国家の根本秩序を定める法規範であり、他の法規範の基礎となる根本法であるところから、法規範全体の基本価値を明確にするものでなければならぬ。とくに、近代的意味の憲法(および現代的意味の憲法)においては、人間の尊厳に由来する『個人の尊厳』原則に基づいて個人の自由や人権を保障することが、憲法の基本的な目的であり、憲法の存在意義である。そのために、統治の構造は人権保障の目的に仕えるものでなけ

ればならず、憲法の諸規定もそのような基本価値に適合するように解釈されなければならない。<sup>(6)</sup>ところが、他方で「憲法は、国家の基本法、国家や公権力の組織を定める法規範として定義されてきた。……そして、国家をめぐる諸理論には（以下に見るように）差異があるが、いずれの場合も、成立した国家の権力をどのようにコントロールするかが重要な課題となり、権力をコントロールするための立憲主義の在り方が問題とされる」と言うのである。記述されているように、もし国家という根本秩序の設立目的が人権を保障することであり、しかも根本秩序を定める憲法は国家をコントロールすることが目的であるとするならば、人権にとって国家は自己の味方なのか、それとも侵害の恐れのもある敵なのか、いずれなのだろうか。単純に順序を逆にして、憲法でコントロールしなければならぬような国家を、なぜ人権の守り手としてわざわざ形成しなければならないのであろうか。

このように、国家は人権にとって味方なのか敵なのか或は同時に両者なのかいずれにイメージされているのか良く分からない、というのが正直言つて筆者の気持ちである。曖昧な立場に追いやられているような気分させられるのは何も先に引用した著者のみに限られるわけではない。前述のように憲法学の大半のテキストもほぼこれと大同小異であつて、近代政治哲学に触れつつ近・現代の立憲的憲法は統治機構と権利章典という二つの基本的要素から成りたつているということ、しかし両者は単に並存しているのではなく目的・手段の關係にあり権利章典の方がより基本的であること、という主張が展開されている。つまり国家はあくまで個人の自由や人権を保障する手段に過ぎず、その意味で人権の味方の筈である。ところが、他方で物理的力の正当な独占からくる従来通りの国家の危険性の指摘の外に、第二次大戦後普遍的な価値を内包してきた民主主義、それを上手く利用して民主主義国家を名のつてきた諸国家が実は独裁国家であつたことで警戒感が強まり、とくに八〇年代以降になると民主主義国家の権力もまた制限されるべきであるという立憲主義の立場がより強調されだしてくることになる。やはり国家は野放しのままでは人権にとって最

も強力な敵であると再び見られ始め、現代の立憲主義的憲法の下においても国家は人権にとって味方であるのか敵であるのかという両義的關係が続いており、改めて両者の關係が問題にされてもいい状況なのである。

(iii) ところで、そもそも社会契約論が自然状態を非国家状態としてイメージする際の問題意識として、自然状態を脱出する目的、すなわち国家を形成する目的及びその目的を達成するための手段・方法を明確にする意図があったとするならば、自然状態において所有していた人権を守るために国家を形成し、しかもその国家は人権を侵害する危険なところがあるので憲法によってコントロールしなければならぬというのであったとすれば、一体何のために国家を形成するのか。むしろ自然状態に止まっていた方が良かったのではないのではなからうか。このような循環論に見舞われるところに近代政治哲学のカストリアーデイス的な読解の無理があるのではないのか。したがって、悪循環をもたらしような隘路を抜け出すためには、原点に戻って近代政治哲学の論理をもう一度辿り直してみることであろう。筆者はむしろそこにパラドックスを生み出すもう一つの源泉が見出せるのではないかと考えている。それにはカストリアーデイスのようにルソーから出発するよりもホッブスやロックの方に立ち返った方がよい。

さて、有名な『リヴァイアサン』によれば、自然によって心身の活動力を平等に造られた人間は同じ様な対象を意欲し、しかしそれらの希少性故にすべての人が享受することは不可能であり、われこそ手に入れようと互いに敵とならざるを得ない。その結果、自然状態においては「各人の各人に対する戦争状態」が存在することになり、「自然的には各人はあらゆるものごとにたいして権利をもつ」<sup>(8)</sup>から、この状態は相互の身体に対してさえ権利を有するという自己保存権によって継続的な恐怖と暴力による死の危険とが存し、人間の生活は孤独で貧しく凶悪で残忍でしかも短いものにならざるを得ないような状態であると描かれている。<sup>(9)</sup>そこで人々を平和に向かわせることになる諸情念に依



拠し「人々は平和に向かって努力せよ」という基本的自然法の発動により、自己保存のためには何をしても良いという自然的諸権利を全面的に譲渡して絶対主権の国家を形成することになるのである。つまり、ここでは生命とか自由といった自然権なり人権を「守り」、「保護」しなければならない相手は、国家ではなく同胞たる自然人である。未だ国家が存在しない段階だから当然と言えば当然である。ただ、ホッブスの論理では国家形成に当たって各人は自然権を全面的に譲渡するので形成後の国家は権利などを守り保護する必要はない。その点ではパラドックスは生じない。しかし、戦争状態での殺し合い奪い合いを無くすという意味では国家は各人の生命自由の救済者である面をもつことは否定し得ないであろう。

ロックの場合は以下のようにもつと直截簡明である。「もし人が自然状態において、…それほど自由であったとすれば、またもし彼が自分自身の一身および財産に対する絶対の主人であって、最も偉大なものと同じであり、かつ何人にも服従することがないとすれば、何が故に彼はその自由を捨て、…他の権力の支配統制に服するのであるうか。これに対しては明らかにこう答えることができる。自然状態においてはなるほど彼はそういう権利をもっているけれども、しかもその享受ははなだ不確実であり、絶えず他の者の侵害にさらされている。というのはすべての者が彼と同様王であり、各人が彼と平等であって、そうして大部分は衡平と正義とを厳密にまもるものではないのだから、この状態においては、彼の所有権の享受は、はなだ不安心であり、不安定である。それ故に彼はたとえ自由であっても恐れと不断の危険とに満ちている状態を進んで離れようとするのである。彼が彼らの生命自由および資産、すなわち総括的に私が所有と呼ぼうとするものの相互的維持のために、すでに結合しまたは結合しようとして望んでいる他の人々と、社会を組成することを求めかつ欲するのは、理由がないことではない」と。コメントの必要はほとんどない。ロックの場合も自然状態にはこれを支配する自然法があつて、これに耳を傾けようとしさえすれば何人も他人の生命、

健康、自由または財産を傷つけるべきではないということを教えているのであるが、それを聞こうとしない人もあって所有権の享受は不安心であり、また公知の法（立法）・それに関する公平な裁判官（司法）・その判決を執行する権力（行政）がないために同様に所有権の享受は不安定なのである。したがって、同胞という他人による自然状態での生命自由、財産といった所有権の侵害から安心・安定を得るといふ目的のために国家を形成する必要があるわけであるから、国家は正に救済者として現れる。

前にも述べたが、同一の国家が人権の救済者（味方）であり且つ侵害者（敵）でもあるという全く相反する役割を期待されている点に近代政治哲学のパラドックスがあるとし、「自由の否定の上に自由をおくこと、あるいは自由の主要な敵にその守護を委ねようとするところに問題」があると見るカストリアーデイス（および筆者の解釈が正しければ多くの日本の憲法学者）のような読解と、それとは違って筆者のように私人間というか自然状態にある同胞の自然人の間で自然権・人権が侵害されないように「守り」、「保護する」といふ目的のために国家が救済者として形成されながらも逆にその目的を逸脱して国家自体が侵害者として現れることもあると見るもう一つのパラドックスの読解とがあり得る。（自己と国家との関係だけで国家が味方でありまた敵でもあるというのではなく、自己を害する他人との関係では国家は味方であり他人および自己と国家との関係では敵ともなりうる、ということなので論理上の矛盾ではない。ただ、同一の国家が相反する機能を担うことを想定されているという意味と、またパラドックスという指摘に本稿を含めてヒントを得たのでこの言葉をも用いることにした。）もともとホッブズにしろロックにしろどこまで本気に自然状態の存在を信じていたのかは不明である。国家成立の目的を明確にするために敢えて国家のない状態を仮定したとも推測できる。しかも、ロックのように権力の制限を目指す思想家にとっては自然状態での不便を控えめに想像することによって、成立する国家の役割を限定しようとする発想も分らないではない。ただし、

ロック等の思惑が奈辺にあるにしろ国家は国家と個人の間の個別の關係のみを要素とするのではなく、個々人の間の關係（しかも、それは社会構造的には身分制社会であつたり、近代市民社会の初期であつたりする）をむしろ調整するという役割―それも公平な第三者としてか（自由主義の見方）あるいは公平を偽装した第三者（マルクス主義の見方）としてかということになるが―のために創出されるのであり、したがつて服従契約ではなく将来の国家構成員同士による社会契約なのである。だとすれば、憲法学の想定する国家と個人との二元的關係よりもっと深い個人間あるいは私人間における人権問題の在りようが現代においても国家の役割をめぐる議論の重要な争点になるのではないのか。

## 2 ネオ・リベラリズムの到来と両義的關係の変容 ―権力の制限から政治の参照枠に―

(i) 前節で述べた趣旨に些か反することになるが、カストリアーデイスが近代政治哲学の不運として再三再四言及している「この哲学は：リヴァアサン、つまりそこに在り、取り除くこともできず、それに対して人権や『權利章典』を通じて個々人を守り保護しなければならないような国家というイメージから何時も出發して推論している。」という不動の国家のイメージについては、一七・一八世紀の政治思想家たちにとっては止むを得ない現実的根拠があつたように思えるのである。端的に言つて、近代政治哲学・近代国家・近代民主主義革命といった用語が彼らの思想を言い表す際に割り振られてはいるが、この歴史段階ではまだ王政もあり身分制も存続していた。というよりもそちらの方がポピュラーであつた。カストリアーデイス自身も「国王を前にしてのイギリス下院の暗黙の哲学」と皮肉つているように当時においては政治的に最も先進的であつたイギリスでさえそうであつたのだし、直接民主制を提唱した

ルソーも法律の執行を担当する政府の形態については、民主政に關して「もし神々からなる人民があれば、その人民は民主政をとるであろう。これほどに完全な政府は人民には適しない。」<sup>(12)</sup>と述べて、国家の規模に應じて「王政」、「貴族政」、「混合政府」等々様々の政府形態を許容しているのである。しかし、だからといってカストリアーティスによるパラドックスの指摘が正しいと言いたいのではない。そうではなく、現に存在し不動のイメージをもつて見られた王政の国家に社会契約の結果形成される国家とが重ね合わせてみられることになれば、人権の保護のために形成されながらも国家は危険な侵害者としても想定されることになり、人権の性格あるいは目的は国家による恣意的支配の排除、国家権力の制限に求められることになっても当然であろうということである。ということは、逆に言えば民主主義をとり入れた自由民主主義の或は福祉国家の時代になれば、国家の人権を保護したり人権要求を実現したりする機能の方が重大視されはじめる、ということを意味しよう。さらに、その歴史的变化が以下に述べるフランスの八〇年代から今世紀初めにかけての市場主義へと繋がる諸々の出来事のなかに読み取れるように、ネオ・リベラリズムという自由・民主主義の前半の方に重点がおかれる時代になると、もう一度反転して人権と国家の両義的關係にも多少歪みが現れてくるようになる。

さて、その一九八〇年代の当初に東ヨーロッパの社会主義国で生じた異端者に対する弾圧を契機に「人権と政治」をめぐってフランスで小規模な人権論争が巻き起こった。親密圏の安全さえも認めない全体主義的国家に対する人権の対抗的権力性を積極的に評価しようとしたC.ルフォールやL.フェリーその他ヒューマニズムに立脚する哲学者たちとは反対に、M.ゴージェは人権がそれなりに尊重されている西ヨーロッパ、とりわけフランスでの政治的諸課題を解決するための人権の理論的実践的影響力の問題として捉え直し、人権の再生にクレームをつけたのであった。最初の論文は「人権は政治ではない」（一九八〇年）であったが、六八年の「五月革命」二〇周年を中間に挟んでちょうど

二〇〇〇年に今度は「人權が政治になるとき」という論文で、二〇世紀最後の四半世紀のフランス人權史を締め括ったのである。<sup>13</sup>ところで、「はじめに」で述べた八〇年代に再生したネオ・リベラリズムとこのフランスで再生した人權論、この二つは相互に関係なくバラバラに並存しているだけの現象ではなく、それらの共通項として内的に結びつくことを可能にしているものがある。容易に想像されるであろうが、それは「個人主義」である。ただ、辞書的な意味の個人主義とは違う独特のニューアンスを押しやるためにはこの時期かなり読まれたらしい本の題名「たとえば、『ナルシズムの時代』(ラッシュユ著一九八一年・仏語版)、『空虚の時代』(リポビッキ著一九八三年)、『六八年の思想』(フェリー&ルノー著、一九八五年)、『六八―八六個人の道程』(フェリー&ルノー著、一九八七年)、『六〇年代の様々の運動』(カストリアーデイス著、一九八六年)、『個人の時代』(ルノー著一九八九年)――から窺うことが良いかもれない。ひたすら「自己への配慮」に専心する自画像を読み取ることができるであろう。これを握つてゴーストのフレーズを用いた一九八〇年段階のフランスの特徴は人權の主体となる個人は「私化と脱政治性」の時代の、二〇〇〇年のそれは「私化と政治性」の時代の、そういう時代のなかの個人が圧倒的なシンボルになったとて、その最も確であろう。前者の場合、Privatisationという言葉に言い表されているように「官から民へ」の傾向であり、また私生活優先主義でもある。国家や政治から距離を取り、「禁止することを禁止する」という「五月革命」時の落書きのように一切の拘束の欠如を自由と理解し、それを人權として認めること。すなわち、公的領域・公的空間には関わらない関わりたくないという要求である。もつとも、その要求の法的表現として権力の制限を主張するだけでは全体主義国家においては兎も角、フランスでは「人權は政治ではない」と言われても仕方ないであろう。しかし、それから二〇年経過した後者の場合は相反する言葉が共存しているので事情はかなり異なっている。すなわち、極度の個人主義化への動きを権利としても是認するという論理と結びつけて政治の再定義を図ろうとする試みにまで射程

距離が遙かに拡大されているのであって、単純に個人に還元したところで終わるものではない。それは個人の平等な自由という生まれながらの地位を近代的な人権として、しかもその人権を先祖帰り以上に社会編成の基礎としても認めるということを意味している。『基礎』、それは目指される最高の規制的価値という地位だけではなく、権力に対抗する乗り越えられない障壁という射程だけでもない。あらゆるものを基本から再び取り上げること求め、免れるものを何一つ残さない最初にして網羅的な『定義の諸原理』の地位と射程としてなのである。<sup>(14)</sup>「それほど含意のある社会の基礎としての人権の承認要求。換言すれば、「からの自由」として政治から距離をおくことを権利として要求するだけではなく、さらに政治の中心に個人をおくことが権利として要求されているのである。

先に援用したベックは、ゴージェのこのような分析の特徴が、取り分け二〇〇〇年のそれが「一への権利」の増大の中に象徴的に現れているとし、「私化」性の極としての「自己の身体の尊重への権利」、「相違への権利」、「政治」性の極としての「生存への権利」、「住宅への権利」、「労働への権利」、「都市への権利」、「健全な環境への権利」等を摘記している。どの権利もみな権利主体・権利の内容・義務主体が明確ではないし、国家の側にとどの程度の実効性を期待しうるのかも必ずしも明確ではない。唯一はつきりしているのは、二〇年来の「この質的変容を理解する鍵は、人権の機能・人権の位置・それに付与される射程距離の変容における位置づけである。人権はその実効性が警戒を要する権力の恣意に対する城塞では最早なくなつたということ。人権はそれとの関係で公的行為が方向を決めなければならぬ参照枠、政治的介入の評価基準になつたということである」<sup>(15)</sup>。国家は人権の侵害者としてよりも実現者としてむしろ期待されるように性質を大きく変えたということ。これだけは明確であるが、しかしその上で指摘しなければならないのは重心の変化を促した要因である。いままで取り上げてきたリベリズムの再生、個人主義の昂進の外に、民主主義の定着をここで最も重視しなければならぬであろう。本節の初めの方で触れたように政治哲学者たち

が国家の侵害者としての側面に人権を対置したのは王政が支配的であったからだが、一九世紀末から二〇世紀半ばにほぼ実現を見る法制上の男女普通選挙制が第二次大戦後の高度経済成長を背景にして自由民主主義として政治的に開花した頃には、国家はデモスが主人公の民主政であり、それまでの自由主義を取り込んだ自由民主主義として国家はこれまで通り恐れられる存在であるとともに、いやそれ以上に自分たちの要求を実現する道具として捉えられるようになったのではないのか。そのプロセスで自由主義面は主として「私化」性として、民主主義面は「政治」性として立ち現れたものと理解することができる。しかし、ネオ・リベリズムの時代には自由主義による「私化」性は国家政策によるものであるから、一八・一九世紀の私的領域・親密圏の確保と違って反権力性のトーンは弱く、また「政治」性といっても政治への積極的参加というよりもむしろ身の回りの日常的な利害の享受というクライアントとしての要求が強い。それが如実に見られるのが上述のフランスの例であって、「私化」性が「政治」性を利用し尽くす位に局面が転換したと言えるほどである。しかし、それにしても二〇年余りにおいて「私化と脱政治性」にしろ「私化と政治性」にしろ常に「私化」性の優位、つまり自己への配慮にしろ私生活優先主義にしろ国家を含めて他からの干渉を排除するという意味での「自由」がフランスでは一貫して続いているように見えるのは注目すべき特徴とみなして良いだろう。

最後に中間総括としてここまでの結論を述べておこう。筆者の読解するもう一つのパラドックス（人権侵害の恐れのある国家に対して・同じ国家が守り手でもあるとする読解ではなく、上述のように厳密には両義的關係に過ぎないが、国家を人権侵害の恐れある存在として捉えるだけでなく、他人という同胞が自己の人権を侵害する場合には救済者として、また他人を含めて自分たちの共通の要求を求める際には人権の実現者として国家を求める、という私人という第三項を入れた読解）は、一九世紀後半から二〇世紀の中頃にかけて定着することになる自由民主主義の下にお

いてより明白になるということ。換言すれば、カストリアーデイスのような読解は自由民主主義の政治形態を取る現代国家と人権との両義的関係を旨く説明できないということである。

(ii) 浩瀚な『自由民主主義』の編者であるS.ベルステアンは「自由民主主義の歴史は、社会のなかで可能な限り自由な個人であることの優位性を願う理論と、当初は革命的であつたが間もなく急速に保守的となつたこの自由主義の見方に対して一九世紀中に益々明確に対立することを示し始めてきた民主主義的要請との間の、困難なジン・テーゼの歴史である。」と述べているが、一七世紀から一九世紀の自由主義（権力の制限による国家からの自由）、二〇世紀の自由民主主義（自由権と福祉国家による社会権）、二一〇世紀最後の四半世紀のネオ・リベラリズム（個人の自由と抽象的な集団的要求）という必ずしも一直線的に進むわけでもない展開のなかに確かにジン・テーゼの困難さを読み取ることができる。それはさておくとしても、筆者はこの時系列が念頭にあつて人権の原点は自由権であるとの理解に基づき日本における人権意識の特徴を次の三点にまとめて提示したことがある。まず、第一の特徴は日本では自由よりも平等の方に関心があること。第二に、人権の主たる侵害者は国家よりもむしろ国民相互である。最後に第三の特徴として、国民が侵害者として想定されれば人権の救済者として現れるのは国家以外にない、ということである。<sup>(17)</sup>

一口で言えば、毎年一二月の人権週間の折りに法務省人権擁護局のホームページにあるように、国民の間に蔓延している差別意識の解消を政府が先頭に立つて呼びかけている、という構図である。これを前にして価値中立的であろうとしても、感情的には多分に否定的なニューアンスが伴う。やはり国家の侵害者の面を自覚した人権の祖国を意識するだけでついついそこにオーソドキシシーを求めたくなって、日本人には欧米的な人権感覚が乏しく日本に土着化する際に国家を専ら救済者として捉えるように人権観念が変容したとも言いたくなる。そんな気持ちの意表をついて日



本国民の人権感覚はむしろ正常であり決して意識が遅れているわけでもない、と全く逆の肯定的・積極的評価を下したのが高橋和之「現代人権論の基本構造」である。逆転する評価の前提にあるのは、理念としての人権（個人の尊厳）により個々人すべてに平等に自己の最善と考える生き方を可能にする権利」と実定法化された人権とを区別した上で、さらに後者については具体化された実定法の論理による制約を受けるとした二点である。実際に問題となるのは後者で、国家と個人の関係に関わるだけの憲法上の人権と私人間の関係を規律する民法上の人権とであり、「民法に実定法化されれば、その人権は民法の論理、たとえば名宛人を私人とするという論理に拘束されるから、名宛人を国家とする憲法に実定法化された場合とは異なる性格を受け取ることになる」<sup>(18)</sup>。また、人権という言葉に触れて即憲法上の人権を専ら思い浮かべる習慣に対しても「特に本稿で強調したいのは、国民の人権感覚において、人権問題が多くは私人との関係において意識されているのはノーマルな事態であり、人権が国家に対する防御権であるという観念は特殊憲法的観念であることを自覚すべきだということである。」との重要な指摘もある<sup>(19)</sup>。確かに、私人も同じように私人である他人の人権を守るべきであるという根拠（法律という法形式の採用による実定法化）を第三者的効力・私人間効力といった憲法学上の迂回路を通じずに単純明解に示し得ている点で筆者も賛成である。その上、勤め先やそこでの同僚や男女の付き合い、地域での隣人との助け合いやいざこざ、学校や病院その他諸々の施設での扱われ方などが日常生活の大半を占める一般人にとっては、横並び意識というか差別意識に殊のほか敏感なわが国に思いを馳せると、国家との関係における自由よりは私人間の関係の方がより深いという指摘についても同意しうる。ただ、しかしそれだけで私人間の人権感覚を先ず意識するのがノーマルであるという点については、筆者にはまだ良く分からないところがある<sup>(20)</sup>。その点は別にして、ここで少なくとも言えることは人権に関する両義性のうち国家が侵害者として現れるのは憲法上の人権に対してであり、民法上の人権に対しては救済者として現れる、ということ。しかもそれは

規律対象の分業という事実上の問題であつて、パラドックスといった論理上のそれではないということである。

なかなか興味を引く議論であり、ネオ・リベラリズムの波が一際大きくなったここ一〇年位の間に不平等や格差の拡大が顕著に見られるようになったが、そこからさらに一層〈自由〉の方向に進むというよりも再度私人間の〈平等〉の方向に修正されるだろうと推測されるように、また人権意識の評価に当たつて对国家・私人間等多面的に考えるようバランス感覚を取り戻す機縁になることも間違いない。にもかかわらずここで問題を提起しておけば、理念としての人権と実定法化された人権との乖離については取り分け問題にする必要はないと思うが、憲法上の人権と民法上の人権との関係については弁証法的関係というか、緊張ないし矛盾した関係というか何らかの相互に対立した関係が予想されるのであるが、それを推測させるような記述が見当たらないということである。晴山報告にもあつたが、国家が私人間に介入して私人の権利を実現しようとすれば、その分国家の別の私人の権利を制限するため権能が強くなるを得ないし危険性も増してくるとか、別の例で言えば王政のときには憲法上の人権が、民主政のときには私法上の人権がより重視されるというように、人権侵害者としての厳しい顔と救済者としての温かい顔とは当然別個のものではなく、一方が強くなれば他方も強くなりその逆もまた真であつたり、あるいは一方が強くなれば他方が弱くなるというケースもあり得るであらう。そういう相互作用が窺えないところが少しもの足りないように感じられてしまう。

### 3 直接民主主義樹立のプロジェクト ―パラドックスの解消か存続か―

- (i) 本稿は、カストリアーディスによる近代政治哲学の孕むパラドックスの指摘から出発したが、引用文にもあつ

たように彼はルソーの結合形式から、したがってまたフランス人権宣言から自己の身体や財産に関する人権を守るなどの条項を不必要であると考えている。もしそれが正しいとすれば、本稿の表題である関係性の一方は不必要となつて削除され問題自体が消滅する。それに止まらず、カストリアーデイスは国家と権力を切り離す言説を展開しており、それも正しいということになればもう一方も不必要となり、本稿の問題は終極的に消失の不運に見舞われる。人権と国家、この二項をめぐる彼の議論を検討しながら更に問題の所在を確かめてゆきたい。

いま触れたように、カストリアーデイスは社会契約論の眼目である身体や財産などの自然権を守るためという目的条項は不必要であるとしているが、しかし彼自身の「権力」概念を細かく検討していくとそれほどの隔たりがあるとは思えないのである。たとえば、ロックについて見たように同胞の Property を守るべきだという自然法があるにもかかわらず違反する者がいるため国家を形成する必要が生じたように、カストリアーデイスも同様の論理を展開している。「すべきこととすべきでないこととに關して制裁を伴う決定を行いうる明白に制度化された機関の必要性、すなわち立法し、へ執行し、争訟を解決し統治する機関が必要である。」<sup>(21)</sup>と。すなわち、どんな社会においても「そのままにしておいたら必ずしもしなかつたかもしれないことをさせるように、或はしたかもしれないことをさせないようにする能力」と定義される権力の存在<sup>(22)</sup>、この「すべきこととしてはならないこと」に關するより細部の決定—この際、人の自由や平等を尊重すべきである、人の自由や平等を侵害してはならない、あるいは人の身体や財産を守るべきである、といった格率を仮に想像してみよう—を守るべきであるにもかかわらず違反する者がいるためにロックの国家に当たるような権力が必要となるのである。さらに、「すべきこととしてはならないこと」の具体的な内容を定める立法権（「諸法を制定」）、諸法を執行する行政権（「執行」）、それに違反したかどうかを判断する司法権（「紛争を解決」、四番目の統治権については正確な内容は不明）が「制裁を伴う決定を行いうる明白に制度化された機関

の存在」<sup>(23)</sup>に属し、ロックの自然状態の不便を国家の三つの機関が解消するよう予定されていたように、カストリアーデイスの構想においても権力の機関が社会の存続を可能にしているのである。

次に、政治思考の領域で栄光に値するとの絶賛を与えた「各人が万人と結びつきながら自分自身にしか服従せず以前と同じように自由であるような結合形式」というルソーの命題についてはどうであろうか。カストリアーデイスは国家を国家機構として制度化された場合にこの言葉を付与したいと提唱し、公務員や軍人といった一般国民や集団から切り離され専門職に従事する官僚組織が制度化されたときに国家は典型的に成立をしたと見る。へ自律を最高価値の政治的要求とする自律的社会論にとっては、決定と実行の分離は自律に反する。企業での管理職による決定と従業員の実行という経済的分割と同様に、議員や官僚階級による決定と一般国民の実行に服従という政治的分割についても当てはまる。したがって、政治を専門とする国家・国家機構・国家機関・国家装置といったものの存在は分割の最たるものであるが、しかし前述のように権力による立法・行政・司法は欠かすことはできない。となればルソーの結合形式はカストリアーデイスによってどの様に生かされているのか。両者に殆ど異なる所はなく権力への平等な参加による自由の実現である。「諸個人の自律、自由は：とりわけ権力へのすべての人々の平等な参加を内容としている。平等なしには自由もないのと同様に、権力への平等な参加なしには自由はないのである。もしわたし以外の他人がわたしに関わることを決定し、しかもその決定に対してわたしが何も関係できないとすれば、どの様にしてわたしは自由であり得ようか？ある自由主義的伝統にお馴染みの考え方に反して、自由の要求と平等のそれとの間には二律背反ではなく相互的な含意の関係があることを断言しなければならぬ。」<sup>(24)</sup>権力への平等な参加による自由の実現としての自律は、ルソーのいう「各人が万人と結びつきながら自分自身にしか服従せず以前と同じように自由である結合形態」にほぼ平行していよう。また、「法は、本来、社会的結合の諸条件以外の何ものでもない。法にしたがう人

民が、その作り手でなければならぬ。社会の諸条件を規定することは、結合する人々だけに属する。」と述べているのと全く同様に、「われわれは法を作る、われわれは法を知っている、したがってわれわれは法に責任を負っている。われわれの制定するのはなぜこの法であつて別の法ではないのか?とその都度自問する。」<sup>(25)</sup>「どちらがどちらの文章か分からないほど似ていないだろうか。両者にとつて自由・自律とは立法権を決して自らの手から切り離さないことなのである。

(ii) 以上のように「人権と国家の両義的關係」―近代政治哲学が弁証しようとした目的としての人権を保護する手段としての国家あるいは目的に反して侵害する国家―というそのままの言語用法でこの二項の關係を問題化することは、カストリアーデイスの言説圏では無理であるが、しかし近代政治哲学と類似する枠組みで表現し直せば自律の實現という目的、その目的のための手段である(というよりもむしろ目的そのものでもある)権力への自由で平等な参加、あるいは別の定式で各人の自由・平等を侵害しないように、または自由・平等を促進するようといった規範命題を、強制力を伴った権力を手段にして實現する「規範と権力」という定式で同じ様な政治課題に實質的には取り組んでいるものと言えよう。

そこで残る問題は、ではパラドックスの解消、両義的關係の終焉ということになるのかどうかである。筆者はここまでカストリアーデイスを近代政治哲学者たちの側に意識的にかなり引き寄せて論じてきたが、しかし余りに類似点のみを強調するとかえつて誤解の基になるだけでなく、近・現代政治思想の分岐点になる「個人と社会の対立」という不毛のディレンマに再び舞い戻つてしまう。この当たりで方向転換をしなければならないであろう。ところで、民主主義国家においては「個人によつて生み出されるものと考えられているような国家は、事実上は個人を生み出し、

そうすることで部分に全体の規制を必然的に課すような社会である。<sup>(27)</sup> という基本的なディレンマに依拠している。自然状態にある個人、その個人が人間本性上有する身体や財産への自然権、自然権を守るために形成される国家、こうした前段にあるような唯我論的・前政治的なアトムとしての個人から出発して国家に辿り着く近代政治哲学とは大きく違って、現代においては後段のようにそうした個人を構成員として現実に生み出している社会に力点を置きつつ個人とアンサンブルに捉えようとしている。したがって、カストリアーデイスの自律という政治目標の達成も社会的自律と個人的自律との相互の実現を前提にしているのである。その際、社会的自律は神や神々、祖先、英雄、自然法、歴史法則といった人間の力では左右することのできない超越的規範を一切拒絶して、「自分たちの従う法は自分たちで作る」という直接民主主義権力を樹立することによって可能とされる。では、その権力に平等に参加する個人はどのように形成されるのか。形成される個人が自由・自律的な個人であることは可能なのか。これが最後の賭である。

というのも、精神分析学者でもあったカストリアーデイスによれば生まれたままの人間は独我的快樂のみに閉じこもり気の狂った生存に根本的に不適切な動物であって、諸々の制度の担う社会的想像的意義を内在化して他人と共存できるように社会化されなければならないが、またその社会の制度による内在化・社会化は個人を自律的にするどころか疎外することになる恐れもあるというからである。<sup>(28)</sup> すべきこととすべきでないこと、或はそうした規範のより細かい規定を権力という強制力の発動がなくても自ら行うような個人を制度によって予め形成しておくことも可能かもしれない。<sup>(29)</sup> しかしそれは他律的社会の典型である全体主義権力によるパラドックスの解消であって、自律的社会の自律的個人は「すべきこととすべきでないこと」を自ら判断できる筈だしできなければならない。だからこそ彼自身、「自律的社会の問題は、ルソーによって定式化されたようなものではなく、制度によって形成された個人による制度の内在化が個人を可能な限り自律的にすること、すなわちこの同じ制度に対して可能な限り批判的にするような制度

を見出すことである。<sup>(30)</sup>と問題の所在を明らかにしているのである。ただ、いかなる制度がそれに該当し誰がどのような制度設計と実現の手立てを行うのか等決め手になるような方策については筆者の知る限りどこにも触れられていない。考えてみれば、むしろ試行錯誤を繰り返しつつ自ら発見し創造することこそが自律的社會の構成員に相応しい自律的個人ということになるのであろうが。

(iii) 仮に自律的個人が形成可能だとして、彼らのいわゆる人権に相当するような何らかの概念と直接民主主義權力との関係はどうなるであろうか。先ず、「何をなすべきであり、何をなすべきでないか」について彼らの判断が自律的であればあるほど、換言すれば深くより長期的展望をもって自主的に考えることができるほど判断は分かれる可能性が高くなるのではないであろうか。自然環境の余程の異変のない限り繰り返しの生産・生活様式で進む農業社會の場合ならいざ知らず、日進月歩のIT社會において、さらには生態系の狂い始めた地球のなかでの生き残り方について、予測や客観的認識、価値判断はなかなか一致しにくいであろう。かといって取り敢えずの結論を避けるわけにはいかず、多数決ということになる。さて、そこでカストリアーデイスの思考経路からいって残る問題は多数決をもってしても決定することのできない事項を認めるかどうかである。自律的社會は前述のように神の啓示や自然法といった超越的規範を拒絶する点で他律的社會と區別され、權力の決定しうる事項や及ぶ範囲等について外的に制限するものは何もなく、ただ權力の自己制限があるのみであるから、原則として決定できない事項はないということになる。これには人権保障を目的とする憲法をもっていないイギリスが三世紀前から人権が最も尊重されているというカストリアーデイスのリアルな認識や憲法への物神崇拜、立憲主義的幻想への批判が後ろ盾になっている<sup>(31)</sup>。しかし、筆者は近代政治哲学のような前社会的・前國家的な個人主義的人権論の立場を取らないでカストリアーデイスの權力

論をそのまま認めたとしても、権力が存在するというその存在自体に否定することのできない権力への内的制限があると考えている。別稿<sup>(32)</sup>で論じているので詳細は避けるが、ルソーが『社会契約論』で国家規模に関連して一見数理的真理であるかのように触れている権力へ参加する権利と権力の決定に服従する義務との間にあるアンバランスのことである。ルソーの挙げる人口一万人の国家の例で言えば、前者は一万分の一に対し、後者は一であり、一万対一というアンバランスである。平たく言えば、自分が反対投票した法案であっても、可決されれば従う義務があるのだ<sup>(33)</sup>。自己統治あるいは個人的・社会的自律に終始つきまといっているアポリアの一つである。わたしは、このアンバランスがある限り権力は多数決をもってしても介入・強行すべきでない或は否定・否認するべきでない一定の事項―直接民主主義自体が可能となる前提、すなわち各人の自由、平等、その支柱となる生命・身体の安全、他人を支配したり他人に従属したりしない程度の財産の所有、公的領域の情報へのアクセス、私的領域の個人情報保護等―があると考えている。その事項はまた、高橋論文が強調するように私法に実定法化されることにより一般私人にも尊重を義務づけられる。換言すれば、カストリアーデイスの想定するような自律的社会においても国家ないし権力は法律を通じて私人による人権に相当する権利の侵害から私人を守り、自らも権力の内的制限を固く守らなければならない。しかし、内的制限が必ず守られるという保障は勿論ない。国家・権力のリヴァイアサンが目覚めることを防ぐことは終極的には不可能であるから、やはり人権と国家との両義性の関係は存続せざるを得ないということになるのではないか。

さて、そこで最後に「人権と国家の両義的関係」が今後とも存続するとして、人権への侵害或は救済のいづれがより重要視されることになるのかについて何らかの法則、少なくとも蓋然性のようなものでも存在するのであろうか。筆者の全く平凡且つ単純で月並みな結論は、各人が主権の行使への参加者として、そして公共性の担い手であることを自覚して、第一には「自由」と「平等」のいづれを重んじるかの選択に掛かっているということ。国家による干渉・



介入を排除して自己の望むままに生活できる「自由」か、それとも多少の不自由は我慢して他人とほどほどの「平等」に平穏な生き方を見出すかである。第二に、両者には臨界点があるようで、「自由」の方を重視しすぎると余りの不平等の結果に関心が向き、「平等」の価値への復帰が始まる。逆に「平等」にシフトしすぎると国家の介入に恐れをい抱き始め「自由」への好みが思い出されてくる。第三に、第一の「自由」・「平等」のいずれを重視するか、第二の臨界点はどの当たりか、についても当然すべて人々の選択に依存している、ということである。超越的規範を一切拒絶して、近代の幕開けに不自由・不平等と決別し自由・平等を選んだように、今日、自由・平等の関係についてもわれわれ自身が選ばなければならないのである。<sup>(34)</sup>

## おわりに

本稿が対象にしてきた一九八〇年代には法・政治・社会哲学の分野に、人権を初めとして法の支配（法治国家）・立憲主義・結社・市民社会・市場・経済・企業等々といった用語が再び脚光を浴びだした。流れが変わって、リベリズムがネオとして再生したのであるから当たり前と言われればその通りではあるのだが。<sup>(35)</sup> その間、世紀を跨いで三〇年弱のうち二〇年位、筆者は、これらの用語を使いながらも底流にあつて次第にグローバル化を強めた経済主義・市場主義・個人主義に抵抗を試みたかつての『社会主義か野蛮か』誌グループの一人C.ルフォールの「諸関係の自由」をキーワードに再生した人権論のフランスでの展開を少しずつ紹介してきた。しかし、そのような人権はあくまで公的空間の形成手段に止まり空間の中味を埋めるものではない所に飽きたらず、ここ数年は「人権は東の全体主義的圧政に反対するため取り分け採用されたのである。良いことだが、しかし人権を政治全体の実質にしようとしているの

は馬鹿げている。人権が一度保障されれば、社会のなかで行うこと社会をどの様にするのかについて知ることが残されているのだ。」<sup>(36)</sup> というグループのもう一人の代表的人物 C. カストリアーデイスに賛同する気持ちが強まり、また同じように自律論に与して人権の全能性に批判的なスタンスを取っている M. ゴーシエをも参照しつつ少し軌道修正をしているところである。

その方向の一つとして前回に「人権、自由主義的・立憲主義的寡頭制と自律的社会」<sup>(37)</sup> という表題の論文を出したが、本稿とかなりの部分重なっている。それは一つはカストリアーデイスのいう近代政治哲学のパラドックスの内容を今一つ理解できていなかったのと色々な論点をこのパラドックスに絡ませ過ぎたために論旨が些か曖昧で分かりにくくなっていった。今回はそれを修正しつつ八〇年代の特徴を付け加えてみた。それにしても顧みて思うのは、わが国でのネオ・リベラリズム支配の下で構造改革の生み落とした負の遺産である「格差と貧困」とか「安全」(テロを口実とした警戒や動機も分かりにくい単なる苛立ちによる衝動としてか或は深層心理には格差に由来するとも思われる自暴自棄的な無差別殺人に対しての) に関して、マスコミを介しての印象に過ぎないが、搾取・収奪・疎外は言うに及ばず、人権に密着した不自由・不平等といった言葉さえマイナーになりつつあるのではないかと思われるようがない。

- (1) C.Bec, *De l'état social à l'état des droits de l'homme*, Presses universitaires de Rennes, 2007, pp.187-192.
- (2) 晴山一穂「新自由主義的国家再編と民主主義法学の課題」、『法の科学』三五号、日本評論社、二〇〇五年、一〇、一九ページ。
- (3) C.Castoriadis, *Sujet et vérité dans le monde social-historique*, Seuil, 2002, pp.153-154.
- (4) C.Castoriadis, *La Montée de l'insignifiance*, Seuil, 1996, p.227. (江口幹訳『意味を見失った時代』、法政大学出版局、二八七ページ。) カストリアーデイスについての入門書のなかで、P. コーミュレは国内平和の条件にしたホップスから

始まってコンスタン、バーリンと続く消極的な自由の概念に見られる個人的自由にとっての潜在的脅威という近代的権力観が、実はアンシャン・レジームから継承された服従・従属の想像力を近代世界にまで永続したものである点を問題視し、さらに進んでそれを理由にしてカストリアーデイスの古代ギリシャへの度重なる参照にまで言及している。P. Caumieres, *Castoriadis-Le Projet d'autonomie*, Michalon, 2007, p.93.

(5) C.Castoriadis, *Le Monde morcelé*, Seuil, 1990, p.160. (宇京頼三訳『細分化された世界』法政大学出版局、一七二ページ)

(6) 辻村みよ子『憲法』(第一版)、日本評論社、二〇〇〇年、一九ページ。

(7) 同前書、八一九ページ。

(8) 水田洋訳『リヴァイアサン』(二)、岩波文庫、二〇〇九ページ。

(9) 同前訳書、二〇四ページ。

(10) 同前訳書、二一〇ページ。

(11) 鶴飼信成訳『市民政府論』、岩波文庫、一二七ページ。

(12) 桑原武夫・前川貞次郎訳『社会契約論』、岩波文庫、九七―九八ページ。

(13) M.Gauchet, *Les Droits de l'homme ne sont pas une politique*, Le Débat, no3, juillet-août, 1980. *Quand les Droits de l'homme deviennent une politique*, Le Débat, no110, mai-août, 2000.(repris in *La Démocratie contre elle-même*, Gallimard, 2002.)

(14) M.Gauchet, *La Démocratie contre elle-même*, p.331.なお、両論文の紹介については佐々木允臣「人権の射程距離―反人権論?―」、『島大法学』第四七巻二号、二〇〇三年、一一二―四ページ参照。ゴースェは最近も『民主主義の到来』という四巻ものを順次刊行しつつあり、第一巻の「近代革命」では政治的・法的・歴史的な三要素の結びつきから成る近代民主主義の特異性が法的要素の異常な突出によって歪みをもたらしていることを改めて指摘している。P. M.Gauchet, *L'Avènement de la démocratie*, 1, *La Révolution moderne*, Gallimard, 2007. なお、樋口陽一はゴースェの二〇〇〇年の論文について次のようにコメントしている。「ゴースェが『人権が政治になるとき』という問題性は、『共和国』を構成している『人』と『市民』との、緊張に満ちた共存が破れることの問題性にほかならない。ここである

『人』権とは、公共社会からの自由を本質とする。それは、公共にかかわることを拒否する『ただ乗り』をも許容する。しかし、『ただ乗り』で『よいとこ取り』をしようとする構成員が多くなれば、来るべき公共社会そのものが消滅してしまうだろう。それだからこそ、一七八九年宣言は、『人』権とならべて、『市民』の権利、すなわち公共社会を創り維持しようとする場面での問題となる権利を掲げたのであった。ゴージェが『人権のデモクラシー』を弾劾するのは *homme* = 『私』が、*citoyen* = 『公』を喰い尽くしてしまふ傾向を警告しているのだ。また、本文で触れた二本の論文を含む『みずからを裏切る民主主義』の水林章の紹介を併せて、ドゥブレ・樋口陽一・三浦信孝・水林章『思想としてのへ共和国』、みずず書房、二〇〇六年、前者については二五九―二六〇、後者については一五八―一六一ページ参照。

(15) C.Bec, op. cit., pp.190-192.

(16) S.Bersien(d/r.), *La Démocratie libérale*, Parf, 1998, p.5.

(17) 佐々木允臣『自律的社会と人権』、文理閣、一九九八年、三四―四〇ページ。佐々木允臣「日本における人権意識の特徴」、『島大法学』四九巻四号、二〇〇六年、二一五―二三六ページ参照。本文で後述するように、このような特徴づけに関しては欧米的・特殊憲法学的発想に基づくものであるという批判がある。次に引用するのは国籍と人権の享有とをリンクさせた最高裁大法廷の判決を「日本型人権」として批判（椰掄？）した投稿であるが、そのなかにまさにモデルとなるような格好の箇所がある。「実は、だいぶ前から、法務省などのお役所が『人権擁護』のようなキャンペーンをしていることに、かなり違和を感じていた。英米法的な観点では、人権を侵害できる主体は、お役所以外にあまりない。だから、お役所がみずから人権擁護を主張するのは、どうしても怪しく映る。日本で『人権侵害』という表現は最近、学校のいじめ問題や職場における嫌がらせなどでの使用例が多く、日本における人権は『民』対『官』の権利ではなく、『官』から授かる『民』対『民』的なものに変換されている、という印象が強い。」（同志社大学法科大学院教授 コリン・P・A・ジョーンズ、朝日新聞二〇〇八年八月二日朝刊「私の視点」より。）

(18) 高橋和之「現代人権論の基本構造」、*Jurist*, no.1288, 二〇〇五年、一一六ページ。

(19) 同前、一一二ページ。

(20) 行間からもお分かりのように、筆者は日本人の人権感覚における〈平等〉の優位性について、日本文化の良さと何処かで微妙に結びついていることは認めつつも、かなり批判的な評価をしている。色々な人が「日本的」平等主義を同調主

義・集団主義・大勢順応主義・横並び等々それぞれ細かい差異を取り出して特徴づけているが、私個人は画一主義という言葉を選びたい。それは「へ自由」へと繋がる各人の相違（＝特異性、個性）を「和を乱す」マイナス要因とみなす傾向があるからである。それに止まらず、熟成されると自己の属する集団＝日本の中に世界に冠たる独自性を見出し、それとの一体化によって自己了解を果たすというような方向に進む可能性が強くなっていくからである。したがって、森嶋通夫の次のような文章を私は重く見たい。「人々の行動が大きく分かれるのは、主義主張が異なる場合である。それゆえ主義主張が同じ人たちばかりをとれば、そのグループ内では人々の間に重要な個性の相違は殆どないだろう。あったとしてもそれは決して本質的なものではない。だから国家（たとえば日本）にとっても、もっとも重要なことは、その国家がどの程度の違った主義主張を個人に許しているかということである。極端な場合に、ある国の成員が一つの主義主張しか信奉しない場合には、成員は全員同じように行動することになる。戦前の日本が理想とした『億兆心を一つ』にするという状態が実現するのである。主義主張の統一は成員の行動を均一化し、国民は政府にとって非常に取り扱いやすいものになる。東洋の国は、国民の主義主張が分裂しないことを、ほぼ常に理想としていた。それゆえ全体主義化の傾向が非常に強いものであった。しかし自然に放置すれば東洋の国でも主義主張は分裂しうるから、分裂を抑止するためには、個人の主義主張の上に、それらを統一する国家原理が必要である。これが戦前、戦中に高唱された『国体』であり、国体はすべての全体主義国において団結のための最高原理として君臨する。」（森嶋通夫『血にコクリコの花咲けば』、朝日文庫、二〇〇七年、一三二―一三三ページ）

- (21) C.Castoriadis, *La Montée de l'insignifiance*, p.224. (前掲『意味を見失った時代』、二八二ページ)
- (22) C.Castoriadis, *Le Monde morcelé*, p.118. (前掲『細分化された世界』、一二四ページ)
- (23) *ibid.*, pp.123-124. (同前邦訳書、一三〇―一三二ページ)
- (24) C.Castoriadis, *Domaines de l'homme*, Seuil, 1977, p.319. (米山他訳『人間の領域』、法政大学出版局、三八七ページ)
- (25) 『社会契約論』（同前邦訳書）、六〇ページ。
- (26) C.Castoriadis, *Domaines de l'homme*, op.cit., p.237. (『人間の領域』、二七九ページ)
- (27) M.Gauchet, *La Révolution des droits de l'homme*, Gallimard, 1989, p.xxiii.
- (28) C.Castoriadis, *Figures du pensable*, Seuil, 1999, p.123.

- (29) C.Castoriadis, *Le Monde morcelé*, p.118. 『細分化された世界』、一二四―一二五ページ)
- (30) C.Castoriadis, *Sujet et vérité*, p.197. なお、没後一〇年の機会にセルジィ・ポントワースとパリ第八大学との共催で二〇〇七年に開かれたシンポジウム『コルネリウス カストリアーディス 自律の再創出』は、〈自律〉を二つの構成要素に分解し―*cautonomie*〈すなわち〈auto〉・〈自分自身〉〉、〈*nomos*〉・〈法律・制度〉―それらの関係のなかに現れる〈緊張〉を探索しようというのが共同の問題意識のようである。これを三つのジャンルに分けて―理論と実践、〈社会的―歴史的なもの〉、民主主義の問題―討究しているが、詳しくは別稿で論じることにした。cf. B.Bachofen, S.Elbbz, N.Poirie(dir.), *Cornelius Castoriadis Réinventer l'autonomie*, Sandre, 2008.
- (31) C.Castoriadis, *Fait et à Faire*, in *Autonomie et autotransformation de la société-La Philosophie militante de Cornelius Castoriadis*, Droz, 1989, p.504. (reprints in *Fait et à faire*, Seuil, 1997, pp.66-67. 江口幹訳『したこととすべきこと』、法政大学出版局、八四ページ)
- (32) 佐々木允臣「人権、自由主義的・立憲主義的寡頭制と自律的社会」、『島大法学』五一巻二号、二〇〇七年、八九―一二ページ。
- (33) 『社会契約論』(前掲邦訳書、八六ページ)
- (34) ここで筆者の予測を記しておきたい。周知のように、欧米と比較した場合の日本の特殊性として様々のレベルでユニークな議論が展開されてきた。たとえば、宗教的には多神教・アニミズム・祖先崇拜・彼岸と此岸の連続性、文化的には恥の文化・雑種性・時間空間における部分主義・母性社会等である。これらに付け加えられ得るものではないが、個人は弁証法の一つといわれる質的变化と量的変化の区別と連関を参照して、日本は前者については時々の先進国から良いものを輸入し、その分後者について独特の技量を発揮する民族だと思っている。その特殊性を人権に延長してみると他との質的違いに特質がある〈自由〉よりも、他との質的共通性の上で初めて比較可能となる量的多少を問題とする〈平等〉の方がフィットするのではないのか。これまでもそうであったように今後も。なお、〈平等〉の日本の理解については前掲注(20)を参照されたい。
- (35) ネオ・リベラリズムに関し、アメリカの政治哲学者M.リラによると、一九八一年のフランス共和国大統領への社会党ミッテランの当選と続く左派勢力の議会選での勝利は、フランス革命以来のアンチ・リベラリズムの長い伝統を終焉と

せた刮目すべき出来事であったという。その指摘が正しいとすれば、他の国でのようにリベラリズムの単なる再来ではなく、今後少しずつ明らかになるであろうが、フランス特有の共和主義という伝統の変容を次第に迫るものとなるであろう。本稿で触れた「私化」性の優位は既にその一つの現われであるかもしれない。cf. M.Lilla, *L'Humanism en question*, in A.Renaud(dir.), *Les Philosophies politiques contemporaines*, Calman-Lévy, 1999, t.5, pp.27-28. なお、フランス型の共和主義と英米流のリベラリズムの相違について極めて要領の良い説明として R.ドゥッブレ (水林章訳) 「あなたはデモクラットか、それとも共和主義者か」(前掲『思想としての〈共和国〉』所収) 参照。

- (36) C.Castoriadis, *Une Société à la dérive*, Seuil, 2005, p.253. 注(30)で触れた論文集で A.シヨールはルフォールとカストリアーデイスの民主主義観を比較し、ルフォールが政治権力に対抗し諸権利を突きつけるところにその特質を求めているのに対し、カストリアーデイスは反対に政治権力自体を民主主義化することに関心を払っているところに違いを見出している。cf. A.Chollet, *La Question de la démocratie : Claude Lefort et Cornelius Castoriadis in Réinventer l'autonomie*, pp.199-213.

(37) 前掲注(32)

(——二〇〇八年九月一日、脱稿——)